自社株評価システム 2025年版 帳票サンプル

CCSサポート株式会社

自社株評価システム 帳票サンプル

（一般の評価会社）

本サンプルは開発用に作成されたもので、
実際の事例を元にしたものではありません。

■第１表：株主及び会社規模の判定

◎会社名等

整理番号	01234233		
電話番号	06-6666-7777		
会社名	株式会社ＣＣＳ出版	業種	卸売
代表者氏名	池田一郎		
課税時期	R7.2.10		
直前期（自）	R5.4.1		
（至）	R6.3.31		
本店の所在地	大阪市淀川区〇〇２－９－１５ 〇〇ビル４Ｆ		
事業内容	取扱品目、製造卸売等区分	業種目番号	構成比(%)
	産業機械器具卸売業	75	100

●１．株主及び評価方式の判定

＜判定要素（課税時期現在の株式所有状況）＞

氏名又は名称	続　柄	会社における役職名	株 式 数（株）	株式の種類	議決権数（個）	議決権割合（%）	入力
池田一郎	納税義務者	代表取締役	200		200	50	□
池田和子	妻		100		100	25	□
池田義男	弟	取締役	50		50	12	□
鈴木恵子	姉		50		50	12	□
							□
							□
							□
							□
							□
							□
							□
自己株式							
納税義務者の属する同族関係者グループの議決権の合計数				□ 入力	400	100	(5)
筆頭株主グループの議決権の合計数				□ 入力	400	100	(6)
評価会社の発行済株式又は議決権の総数			400 □ 入力		400 □ 入力	100	

判 定	同族株主等（原則的評価方式等）

§判定基準

筆頭株主グループの議決権割合(6の割合)	50%超	30%以上 50%以下	30%未満	株主の区分
納税義務者の属する同族関係者グループの議決権割合(5の割合)	50%超	30%以上	15%以上	同族株主等
	50%未満	30%未満	15%未満	同族株主等以外の株主

●２．少数株式所有者の評価方式の判定

＜判定要素＞

氏 名	
役 員	
納税義務者が中心的な同族株主	
納税義務者以外に中心的な同族株主	
（氏名）	
判 定	

●３．会社規模（Ｌの割合）の判定

＜判定要素＞

直前期末の総資産価額	493,533	千円
直前期末以前１年間の取引金額	698,233	千円
直前期末以前１年間における従業員数	14.0	人
継続勤務従業員数	14	人
その他の従業員の労働時間の合計数	140	時間

判 定	中会社（Ｌの割合 0.75）

§判定基準

直前期末以前１年間における従業員数に応ずる区分	70人以上の会社は大会社

（※70人未満の会社の場合、下表により判定）

直前期末の総資産価額(帳簿価額)及び従業員数に応ずる区分				直前期末以前１年間の取引金額に応ずる区分			会社規模とＬの割合（中会社）の区分	
総資産価額（帳簿価額）			従業員数	取引金額				
卸売業	小売･サービス業	卸売業・小売ｻｰﾋﾞｽ業以外		卸売業	小売･サービス業	卸売業・小売ｻｰﾋﾞｽ業以外		
20億円以上	15億円以上	15億円以上	35人超	30億円以上	20億円以上	15億円以上	大会社	
4億円以上20億円未満	5億円以上15億円未満	5億円以上15億円未満	35人超	7億円以上30億円未満	5億円以上20億円未満	4億円以上15億円未満	0.90	中会社
2億円以上4億円未満	2.5億円以上5億円未満	2.5億円以上5億円未満	20人超35人以下	3.5億円以上7億円未満	2.5億円以上5億円未満	2億円以上4億円未満	0.75	
7千万円以上2億円未満	4千万円以上2.5億円未満	5千万円以上2.5億円未満	5人超20人以下	2億円以上3.5億円未満	6千万円以上2.5億円未満	8千万円以上2億円未満	0.60	
7千万円未満	4千万円未満	5千万円未満	5人以下	2億円未満	6千万円未満	8千万円未満	小会社	

●４．増(減)資の状況その他の評価上の参考事項

■第２表：特定の評価会社の判定

●１．比準要素数１の会社

直前期末における判定要素　(1)	第４表の(B1)	第４表の(C1)	第４表の(D1)	§判定基準	
	円 0.60	円 348	円 158	(1)欄のいずれか２の判定要素が０であり、かつ、(2)欄のいずれか２以上の判定要素が０	
直前々期末における判定要素　(2)	第４表の(B2)	第４表の(C2)	第４表の(D2)		
	円 0.50	円 308	円 149	判　定	非該当

●２．株式等保有特定会社

総資産価額（第５表の(1)）	株式等の価額の合計額（第５表の(ｲ)）	株式等保有割合 (2)÷(1)	判　定	§判定基準
(1) 千円 805,422	(2) 千円 96,982	(3) % 12	非該当	株式等保有割合が50%以上

●３．土地保有特定会社

総資産価額（第５表の(1)）	土地等の価額の合計額（第５表の(ﾊ)）	土地保有割合 (5)÷(4)	会社の規模の判定
(4) 千円 805,422	(5) 千円 22,389	(6) % 2	中会社
		判　定	非該当

§判定基準

	土地保有割合
大会社	70%以上
中会社	90%以上
小会社	
･卸売業	
20億以上	70%以上
7000万以上	90%以上
･小売・ｻｰﾋﾞｽ	
15億以上	70%以上
4000万以上	90%以上
･上記以外	
15億以上	70%以上
5000万以上	90%以上

●４．開業後３年未満の会社等

（１）開業後３年未満の会社

判定要素	開業年月日	判　定	非該当	§判定基準
	H10.4.1			課税時期において開業後３年未満

（２）比準要素数０の会社

直前期末における判定要素	第４表の(B1)	第４表の(C1)	第４表の(D1)	§判定基準 判定要素がいずれも０	
	円 0.60	円 348	円 158	判　定	非該当

●５．開業前又は休業中の会社

開業前の会社	非該当	休業中の会社	非該当

●６．清算中の会社

清算中の会社	非該当

●７．特定の評価会社の判定結果

一般の評価会社

■第３表：一般の評価会社の株式等の価額の計算

●１．原則的評価方式による価額

＜１株当たりの価額の計算の基となる金額＞

類似業種比準価額	１株当たりの純資産価額	１株当たりの純資産価額の80%相当額
(1) 円 562,400	(2) 円 870,525	(3) 円

＜１株当たりの価額の計算＞

区　分	１株当たりの価額の算定方法	１株当たりの価額
大会社の株式の価額	(1)の金額と(2)の金額のいずれか低い方の金額 （(2)の記載がないときは(1)の金額）	(4) 円
中会社の株式の価額	〔(1)と(2)とのいずれか低い方の金額×Ｌの割合〕＋ 〔(2)の金額（(3)の金額があるときは(3)の金額）×（１－Ｌの割合）〕	(5) 円 639,431
小会社の株式の価額	(2)の金額（(3)の金額があるときは(3)の金額）と 「（(1)の金額×0.50）＋（(2)（又は(3)）の金額×0.50）」の低い方	(6) 円

＜株式の価額の修正＞

課税時期において配当期待権の発生している場合		修正後の株式の価額
株式の価額 ((4),(5)又は(6)の金額) －	１株当たりの配当金額 円	(7) 円

課税時期において株式の割当てを受ける権利等の発生している場合				修正後の株式の価額
株式の価額 ((4),(5),(6)又は(7)の金額) －	割当株式１株当たりの払込金額 円 ×	１株当たりの割当株式数 株)÷(1株＋	１株当たりの割当株式数又は交付株式数 株)	(8) 円

●２．配当還元方式による価額

＜１株当たりの資本金等の額、発行済株式数等＞

直前期末の資本金等の額	直前期末の発行済株式数	直前期末の自己株式数	１株50円とした場合の発行済株式数	１株当たりの資本金等の額
(9) 千円	(10) 株	(11) 株	(12) 株	(13) 円

＜直前期末以前２年間の配当金額＞

事業年度	年配当金額 (14)	非経常的な配当金額 (15)	経常的な年配当金額 (16)	年平均配当金額 (17)
直 前 期	千円	千円	千円	千円
直前々期	千円	千円	千円	

＜１株(50円)当たりの年配当金額・配当還元価額＞

１株(50円)当たりの年配当金額	年平均配当金額 ÷ (12)の株式数　（この金額が２円50銭未満の場合は２円50銭）	(18) 円
配当還元価額	(18)の金額÷10% × (13)の金額÷50円 円 --(19)　（原則的評価方式による価額を超える場合は原則的評価方式により計算した価額）	(20) 円

●３．株式に関する権利の価額

配 当 期 待 権	１株当たりの予想配当金額 円 －	源泉徴収されるべき所得税相当額 円	(21) 円
株式の割当てを受ける権利	(8)（配当還元方式の場合は(20)）の金額 －	割当株式１株当たりの払込金額 円	(22) 円
株主となる権利			(23) 円
株式無償交付期待権			(24) 円

●４．株式及び株式に関する権利の価額

株式の評価額	円 639,431	株式に関する権利の価額	配当期待権 株式の割当てを受ける権利 株主となる権利 株式無償交付期待権	円

■第４表：類似業種比準価額等の計算

●１．１株当たりの資本金等の額等の計算

直前期末の資本金等の額	直前期末の発行済株式数	直前期末の自己株式数	１株当たりの資本金等の額 (1)÷((2)−(3))
(1) 千円 20,000	(2) 株 400	(3) 株	(4) 円 50,000

１株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数
(5) 株 400,000

●２．比準要素等の金額の計算

＜１株(50円)当たりの年配当金額＞ （千円）

直前期末以前２（３）カ年間の年平均配当金額					比準要素数１又は０の会社の判定要素の金額
事業年度	(6) 年配当金額	(7) 非経常的な配当金額	(8) 差引経常的な配当金額	年平均配当金額	(B1) 円 (9)/(5) 0.60
直前期	300		(イ) 300	(9) ((イ)+(ロ))÷2 250	(B2) 円 (10)/(5) 0.50
直前々期	200		(ロ) 200	(10) ((ロ)+(ハ))÷2 200	１株(50円)当たりの年配当金額
直前々期の前期	200		(ハ) 200		(B) 円 0.60

＜１株(50円)当たりの年利益金額＞ （千円）

直前期末以前２（３）カ年間の利益金額							比準要素数１又は０の会社の判定要素の金額
事業年度	(11) 法人税の課税所得金額	(12) 非経常的な利益金額	(13) 益金不算入額	(14) 左の所得税額	(15) 繰越欠損金の控除額	(16) 差引利益金額	(C1) 円 348
直前期	142,342		7,982	2,060		(ニ) 148,264	(C2) 円 308
直前々期	123,532		9,565	2,472		(ホ) 130,625	１株(50円)当たりの年利益金額
直前々期の前期	111,242		7,129	1,870		(ヘ) 116,501	(C) 円 348

＜１株(50円)当たりの純資産価額＞ （千円）

直前期末（直前々期末）の純資産価額				比準要素数１又は０の会社の判定要素の金額
事業年度	(17) 資本金等の額	(18) 利益積立金額	(19) 純資産価額	(D1) 円 (ト)/(5) 158
直前期	20,000	43,374	(ト) 63,374	(D2) 円 (チ)/(5) 149
直前々期	20,000	39,853	(チ) 59,853	１株(50円)当たりの純資産価額
				(D) 円 158

●３．類似業種比準価額の計算

＜１株（50円）当たりの比準価額＞

類似業種と業種目番号	産業機械器具卸売業 No. 75		比準割合の計算			
類似業種の株価	(月)	(円)	区　分	１株当たり年配当金額	１株当たり年利益金額	１株当たり純資産価額
課税時期の属する月	2	433	評価会社 (円)	円 0.60	円 348	円 158
課税時期の属する月の前月	1	433	類似業種 (円)	11.10	51	480
課税時期の属する月の前々月	12	437	要素別比準割合	0.05	6.82	0.32
前年平均株価		438	比　準 割　合		(21) 2.39	
課税時期の属する月以前２年間の平均株価		411				
Ａ　（最も低いもの）	(20)	411	１株(50円)当たりの比準価額		(22) 589.30 円	

類似業種と業種目番号	機械器具卸売業 No. 74		比準割合の計算			
類似業種の株価	(月)	(円)	区　分	１株当たり年配当金額	１株当たり年利益金額	１株当たり純資産価額
課税時期の属する月	2	505	評価会社 (円)	円 0.60	円 348	円 158
課税時期の属する月の前月	1	504	類似業種 (円)	14.30	66	563
課税時期の属する月の前々月	12	507	要素別比準割合	0.04	5.27	0.28
前年平均株価		542	比　準 割　合		(24) 1.86	
課税時期の属する月以前２年間の平均株価		519				
Ａ　（最も低いもの）	(23)	504	１株(50円)当たりの比準価額		(25) 562.40 円	

＜１株当たりの比準価額＞

比準価額（(22)と(25)のいずれか低い方）　×　(4)の金額　÷　50円	(26) 562,400 円

＜比準価額の修正＞

直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合				修正比準価額
比準価額 ((26)の金額	－	１株当たりの配当金額	円	(27) 円
直前期末の翌日から課税時期までの間に株式の割当て等の効力が発生した場合				
比準価額 ((26)または(27)の金額)	＋	割当株式１株当たりの払込金額 円 ×	１株当たりの割当株式数 株) ÷ (1株＋	１株当たりの割当株式数又は交付株式数 株)
				修正比準価額
				(28) 円

■第５表：１株当たりの純資産価額の計算

●１．資産及び負債の金額（課税時期現在）

資産の部				負債の部			
科目	相続税評価額（千円）	帳簿価額（千円）	備考	科目	相続税評価額（千円）	帳簿価額（千円）	備考
現金預金	69,736	69,112		支払手形	50,991	50,991	
受取手形	100,679	104,762		買掛金	86,852	86,852	
売掛金	175,285	179,468		短期借入金	90,182	90,182	
製品	103,441	103,441		未払金	6,731	6,731	
仕掛品	15,921	15,921		未払費用	8,962	8,962	
原材料	21,963	21,963		預り金	7,363	7,363	
未収入金	6,022	6,022		長期借入金	75,320	75,320	
短期貸付金	3,840	3,840		未納法人税	26,995	26,995	
借地権	53,312			未納府民税	1,473	1,473	
建物	50,468	72,968		未納市民税	3,810	3,810	
機械装置	51,507	51,507		未納事業税	12,970	12,970	
車両運搬具	2,187	2,187		未納消費税	5,779	5,779	
器具備品	4,705	4,705		未納固定資産税	18,621	18,621	
土地	22,389	19,420		役員賞与	15,000	15,000	
電話加入権	185	404		退職金	16,230	16,230	
関係会社株式	14,982	10,000					
投資有価証券	82,000	32,000					
長期貸付金	26,800	26,800					
合計	(1) 805,422	(2) 724,520		合計	(3) 427,279	(4) 427,279	
株式等の合計額	(イ) 96,982	(ロ) 42,000					
土地等の合計額	(ハ) 22,389						
現物出資等受入れ資産の合計額	(ニ)	(ホ)					

●２．評価差額に対する法人税額等相当額の計算

相続税評価額による純資産価額 (1)−(3)	(5)	378,143 千円
帳簿価額による純資産価額 (2)+((ニ)−(ホ))−(4)	(6)	297,241 千円
評価差額に相当する金額 (5)−(6)	(7)	80,902 千円
評価差額に対する法人税額等相当額 (7)×37%	(8)	29,933 千円
☐ 法人税額等相当額を控除しない		

●３．１株当たりの純資産価額の計算

課税時期現在の純資産価額 (5)−(8)	(9)	348,210 千円
課税時期現在の発行済株式数 (第1表の1の①−自己株式数)	(10)	400 株
課税時期現在の１株当たりの純資産価額 (9)÷(10)	(11)	870,525 円
同族株主等の議決権割合が50%以下の場合 (11)×80%	(12)	円

（取引相場のない株式（出資）の評価明細書）

（令和六年一月一日以降用）

第1表の1 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書

整理番号	01234233

会社名	（電話 06-6666-7777 ） 株式会社ＣＣＳ出版	本店の所在地	大阪市淀川区○○２－９－１５ ○○ビル４Ｆ
代表者氏名	池田一郎	事業内容	
課税時期	令和 7 年 2 月 10 日		
直前期	自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日		

取扱品目及び製造、卸売、小売等の区分	業種目番号	取引金額の構成比
産業機械器具卸売業	75	100 %

1．株主及び評価方式の判定

判定要素（課税時期現在の株式等の所有状況）

氏名又は名称	続柄	会社における役職名	㋑ 株式数（株式の種類）	㋺ 議決権数	㋩ 議決権割合（㋺/④）
			株	個	%
池田一郎	納税義務者	代表取締役	200	200	50
池田和子	妻		100	100	25
池田義男	弟	取締役	50	50	12
鈴木恵子	姉		50	50	12
自己株式					
納税義務者の属する同族関係者グループの議決権の合計数				② 400	⑤ (②/④) 100
筆頭株主グループの議決権の合計数				③ 400	⑥ (③/④) 100
評価会社の発行済株式又は議決権の総数			① 400	④ 400	１００

判定基準

納税義務者の属する同族関係者グループの議決権割合（⑤の割合）を基として、区分します。

区分	筆頭株主グループの議決権割合（⑥の割合）50%超の場合	30%以上50%以下の場合	30%未満の場合	株主の区分
⑤の割合	50%超	30%以上	15%以上	同族株主等
	50%未満	30%未満	15%未満	同族株主等以外の株主

判定	同族株主等（原則的評価方式等）	同族株主等以外の株主（配当還元方式）

「同族株主等」に該当する納税義務者のうち、議決権割合（㋩の割合）が５%未満の者の評価方式は、「２．少数株式所有者の評価方式の判定」欄により判定します。

2．少数株式所有者の評価方式の判定

判定要素

項目	判定内容
氏名	
㋥ 役員	である（原則的評価方式等）・でない（次の㋭へ）
㋭ 納税義務者が中心的な同族株主	である（原則的評価方式等）・でない（次の㋬へ）
㋬ 納税義務者以外に中心的な同族株主（又は株主）	がいる（配当還元方式）・がいない（原則的評価方式等） （氏名 ）
判定	原則的評価方式 ・ 配当還元方式

自社株評価システム 2025年版 帳票サンプル
開発：CCSサポート株式会社（https://www.ccss.co.jp/）

（取引相場のない株式（出資）の評価明細書）

（令和六年一月一日以降用）

３．会社の規模（Ｌの割合）の判定

判定要素	項目	金額	項目	人数
	直前期末の総資産価額（帳簿価額）	千円 493,533	直前期末以前１年間における従業員数	14 人
	直前期末以前１年間の取引金額	千円 698,233		〔従業員数の内訳〕 継続勤務（ 14 人）＋ 継続勤務従業員以外の従業員の労働時間の合計時間数（ 140 時間）／1,800時間

判定基準		
㋒ 直前期末以前１年間のおける従業員数に応ずる区分	70人以上の会社は、大会社（ ㋚ 及び ㋛ は不要）	
	70人未満の会社は、 ㋚ 及び ㋛ により判定	

㋚ 直前期末の総資産価額（帳簿価額）及び直前期末以前１年間における従業員数に応ずる区分				㋛ 直前期末以前１年間の取引金額に応ずる区分			会社規模とＬの割合（中会社）の区分	
総資産価額（帳簿価額）			従業員数	取引金額				
卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外		卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外		
20億円以上	15億円以上	15億円以上	35人超	30億円以上	20億円以上	15億円以上	大会社	
４億円以上 20億円未満	５億円以上 15億円未満	５億円以上 15億円未満	35人超	７億円以上 30億円未満	５億円以上 20億円未満	４億円以上 15億円未満	０．９０	中会社
２億円以上 ４億円未満	2億5,000万円以上 ５億円未満	2億5,000万円以上 ５億円未満	20人超 35人以下	3億5,000万円以上 ７億円未満	2億5,000万円以上 ５億円未満	２億円以上 ４億円未満	０．７５	
7,000万円以上 ２億円未満	4,000万円以上 2億5,000万円未満	5,000万円以上 2億5,000万円未満	５人超 20人以下	２億円以上 3億5,000万円未満	6,000万円以上 2億5,000万円未満	8,000万円以上 ２億円未満	０．６０	
7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満	５人以下	２億円未満	6,000万円未満	8,000万円未満	小会社	

・「会社規模のＬの割合（中会社）の区分」欄は、㋚欄の区分（「総資産価額（帳簿価額）」と「従業員数」とのいずれか下位の区分）と ㋛ 欄（取引金額）の区分とのいずれか上位の区分により判定します。

判定	大会社	中会社			小会社
		Ｌの割合			
		０．９０	０．７５	０．６０	

４．増（減）資の状況その他評価上の参考事項

（取引相場のない株式（出資）の評価明細書）

（令和六年一月一日以降用）

第2表　特定の評価会社の判定の明細書

会社名　株式会社ＣＣＳ出版

	判定要素							判定基準	(1)欄のいずれか２の判定要素が０であり、かつ、(2)欄のいずれか２以上の判定要素が０ である（該当）　でない（非該当）	
1．比準要素数1の会社	(1)直前期末を基とした判定要素			(2)直前々期末を基とした判定要素						
	第４表の Ⓑ1 の金額	第４表の Ⓒ1 の金額	第４表の Ⓓ1 の金額	第４表の Ⓑ2 の金額	第４表の Ⓒ2 の金額	第４表の Ⓓ2 の金額				
	円 0	銭 60	円 348	円 158	円 0	銭 50	円 308	円 149	判定	該　当	非該当

	判定要素					
2．株式等保有特定会社	総資産価額（第５表の①の金額）	株式等の価額の合計額（第５表の ㋕ の金額）	株式等保有割合（②／①）	判定基準	③の割合が50%以上である	③の割合が50%未満である
	① 千円 805,422	② 千円 96,982	③ % 12	判定	該　当	非該当

	判定要素									
3．土地保有特定会社	総資産価額（第５表の①の金額）	土地等の価額の合計額（第５表の ㋖ の金額）	土地保有割合（⑤／④）	会社の規模の判定（該当する文字を○で囲んで表示します。）						
	④ 千円 805,422	⑤ 千円 22,389	⑥ % 2	大会社 ・ 中会社 ・ 小会社						
	判定基準	会社の規模	大会社		中会社		小会社（総資産価額（帳簿価額）が次の基準に該当する会社） ・卸売業 20億円以上 ・小売・サービス業 15億円以上 ・上記以外の業種 15億円以上		・卸売業 7,000万円以上20億円未満 ・小売・サービス業 4,000万円以上15億円未満 ・上記以外の業種 5,000万円以上15億円未満	
		⑥の割合	70%以上	70%未満	90%以上	90%未満	70%以上	70%未満	90%以上	90%未満
	判定		該当	非該当	該当	非該当	該当	非該当	該当	非該当

4・開業後３年未満の会社等	(1)開業後３年未満の会社	判定要素		判定基準	課税時期において開業後３年未満である / 課税時期において開業後３年未満でない
		開業年月日	平成10年 4月 1日	判定	該　当 / 非該当

4・開業後３年未満の会社等	(2)比準要素数０の会社	判定要素	直前期末を基とした判定要素			判定基準	直前期末を基とした判定要素がいずれも０ である（該当）　でない（非該当）
			第４表の Ⓑ1 の金額	第４表の Ⓒ1 の金額	第４表の Ⓓ1 の金額		
			円 0 / 銭 60	円 348	円 158	判定	該　当 / 非該当

5．開業前又は休業中の会社	開業前の会社の判定		休業中の会社の判定		6．清算中の会社	判定
	該当	非該当	該当	非該当		該当 / 非該当

7．特定の評価会社の判定結果

1．比準要素数１の会社　　2．株式等保有特定会社
3．土地保有特定会社　　4．開業後３年未満の会社等
5．開業前又は休業中の会社　　6．清算中の会社

（該当する番号を○で囲んでください。なお、上記の「1．比準要素数１の会社」欄から「6．清算中の会社」欄の判定において２以上に該当する場合には、後の番号の判定によります。）

自社株評価システム 2025年版 帳票サンプル
開発：CCSサポート株式会社（https://www.ccss.co.jp/）

第3表　一般の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書

会社名　株式会社ＣＣＳ出版

（取引相場のない株式（出資）の評価明細書）

（令和六年一月一日以降用）

1・原則的評価方式による価額

1株当たりの価額の計算の基となる金額	類似業種比準価額（第４表の㉖、㉗又は㉘の金額）	1株当たりの純資産価額（第５表の⑪の金額）	1株当たりの純資産価額の80%相当額（第５表の⑫の記載がある場合のその金額）
	①　円　562,400	②　円　870,525	③　円

1株当たりの価額の計算 区分	1株当たりの価額の算定方法	1株当たりの価額
大会社の株式の価額	次のうちいずれか低い方の金額（②の記載がないときは①の金額） イ　①の金額 ロ　②の金額	④　円
中会社の株式の価額	（①の②のいずれか低い方の金額 × Lの割合 0.75）＋（②の金額（③の金額があるときは③の金額） ×（1－ Lの割合 0.75））	⑤　円　639,431
小会社の株式の価額	次のうちいずれか低い方の金額 イ　②の金額（③の金額があるときは③の金額） ロ　（①の金額 × 0.50）＋（イの金額 × 0.50）	⑥　円

株式の価額の修正		修正後の株式の価額
課税時期において配当期待権の発生している場合	株式の価額〔④、⑤又は⑥の金額〕 － 1株当たりの配当金額　円　銭	⑦　円
課税時期において株式の割当てを受ける権利、株主となる権利又は株式無償交付期待権の発生している場合	株式の価額（〔④,⑤又は⑥（⑦があるときは⑦）の金額〕 ＋ 割当株式1株当たりの払込金額　円 × 1株当たりの割当株式数　株）÷（1株＋ 1株当たりの割当株式数又は交付株式数　株）	⑧　円

2・配当還元方式による価額

1株当たりの資本金等の額、発行済株式数等	直前期末の資本金等の額	直前期末の発行済株式数	直前期末の自己株式数	1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数（⑨÷50円）	1株当たりの資本金等の額（⑨÷（⑩－⑪）））
	⑨　千円	⑩　株	⑪　株	⑫　株	⑬　円

直前期末以前2年間の配当金額 事業年度	⑭ 年配当金額	⑮ 左のうち非経常的な配当金額	⑯ 差引経常的な年配当金額（⑭－⑮）	年平均配当金額
直前期	千円	千円	㋑　千円	⑰（㋑＋㋺）÷２　千円
直前々期	千円	千円	㋺　千円	

1株(50円)当たりの年配当金額	年平均配当金額（⑰の金額） ÷ ⑫の株式数 ＝ ⑱　円　銭	（この金額が2円50銭未満の場合は2円50銭とします。）
配当還元価額	⑱の金額 / 10% × ⑬の金額 / 50円 ＝ ⑲　円	⑳　円（⑲の金額が、原則的評価方式により計算した価額を超える場合には、原則的評価方式により計算した価額とします。）

3・株式に関する権利の価額（1・及び2・に共通）

配当期待権	1株当たりの予想配当金額（　円　銭）－（源泉徴収されるべき所得税相当額　円　銭）	㉑　円　銭	4. 株式及び株式に関する権利の価額（1．及び2．に共通）
株式の割当てを受ける権利（割当株式1株当たりの価額）	⑧(配当還元方式の　－　割当株式1株当たりの払込金額　円	㉒　円	株式の評価額　円　639,431
株主となる権利（割当株式1株当たりの価額）	⑧（配当還元方式の場合は⑳）の金額（課税時期後にその株主となる権利につき払い込むべき金額があるときは、その金額を控除した金額）	㉓　円	株式に関する権利の評価額　円
株式無償交付期待権（交付される株式1株当たりの価額）	⑧（配当還元方式の場合は⑳）の金額	㉔　円	

自社株評価システム 2025年版 帳票サンプル
開発：CCSサポート株式会社（https://www.ccss.co.jp/）

（取引相場のない株式（出資）の評価明細書）

第4表 類似業種比準価額等の計算明細書

会社名 株式会社ＣＣＳ出版

（令和六年一月一日以降用）

１．１株当たりの資本金の額等の計算

直前期末の資本金等の額	直前期末の発行済株式数	直前期末の自己株式数	１株当たりの資本金等の額(①÷（②－③）)	１株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数(①÷50円)
① 千円 20,000	② 株 400	③ 株	④ 円 50,000	⑤ 株 400,000

２．比準要素等の金額の計算

１株(50円)当たりの年配当金額

直前期末以前２（３）年間の年平均配当金額

事業年度	⑥ 年配当金額	⑦ 左のうち非経常的な配当金額	⑧ 差引経常的な年配当金額(⑥－⑦)	年平均配当金額
直前期	千円 300	千円	㋑ 千円 300	⑨(㋑＋㋺)÷２ 千円 250
直前々期	千円 200	千円	㋺ 千円 200	
直前々期の前期	千円 200	千円	㋩ 千円 200	⑩(㋺＋㋩)÷２ 千円 200

比準要素数１の会社・比準要素数０の会社の判定要素の金額

	円	銭
⑨/⑤	Ⓑ1 0	60
⑩/⑤	Ⓑ2 0	50

１株(50円)当たりの年配当金額（Ⓑ1の金額）

Ⓑ 円	銭
0	60

１株(50円)当たりの年利益金額

直前期末以前２（３）年間の利益金額

事業年度	⑪法人税の課税所得金額	⑫左のうち非経常的な利益金額	⑬受取配当等の益金不算入額	⑭左の所得税額	⑮損金算入した繰越欠損金の控除額	⑯差引利益金額(⑪－⑫＋⑬－⑭＋⑮)
直前期	千円 142,342	千円	千円 7,982	千円 2,060	千円	㋥ 千円 148,264
直前々期	千円 123,532	千円	千円 9,565	千円 2,472	千円	㋭ 千円 130,625
直前々期の前期	千円 111,242	千円	千円 7,129	千円 1,870	千円	㋬ 千円 116,501

比準要素数１の会社・比準要素数０の会社の判定要素の金額

㋥/⑤ 又は ((㋥＋㋭)÷2)/⑤	Ⓒ1 348 円
㋭/⑤ 又は ((㋭＋㋬)÷2)/⑤	Ⓒ2 308 円

１株(50円)当たりの年利益金額（㋥/⑤ 又は ((㋥＋㋭)÷2)/⑤ の金額）

Ⓒ 348 円

１株(50円)当たりの純資産価額

直前期末（直前々期末）の純資産価額

事業年度	⑰ 資本金等の額	⑱ 利益積立金額	⑲ 純資産価額(⑰＋⑱)
直前期	千円 20,000	千円 43,374	㋣ 千円 63,374
直前々期	千円 20,000	千円 39,853	㋠ 千円 59,853

比準要素数１の会社・比準要素数０の会社の判定要素の金額

㋣/⑤	Ⓓ1 158 円
㋠/⑤	Ⓓ2 149 円

１株(50円)当たりの純資産価額（Ⓓ1の金額）

Ⓓ 158 円

３．類似業種比準価額の計算

１株(50円)当たりの比準価額の計算

類似業種と業種目番号：産業機械器具卸売業（No. 75）

類似業種の株価	月	円
課税時期の属する月	2月	㋷ 433
課税時期の属する月の前月	1月	㋦ 433
課税時期の属する月の前々月	12月	㋸ 437
前年平均株価		㋾ 438
課税時期の属する月以前２年間の平均株価		㋻ 411
A（㋷、㋦、㋸、㋾及び㋻のうち最も低いもの）		⑳ 411

比準割合の計算

区分	1株(50円)当たりの年配当金額			1株(50円)当たりの年利益金額		1株(50円)当たりの純資産価額	
評価会社	Ⓑ	円 0	銭 60	Ⓒ	円 348	Ⓓ	円 158
類似業種	B	円 11	銭 10	C	円 51	D	円 480
要素別比準割合	Ⓑ/B	0.05		Ⓒ/C	6.82	Ⓓ/D	0.32

比準割合：(Ⓑ/B ＋ Ⓒ/C ＋ Ⓓ/D)/3 ＝ ㉑ 2.39

１株(50円)当たりの比準価額：⑳× ㉑ ×0.7※（※中会社は0.6 小会社は0.5 とします。）

㉒ 589円 30銭

類似業種と業種目番号：機械器具卸売業（No. 74）

類似業種の株価	月	円
課税時期の属する月	2月	㋕ 505
課税時期の属する月の前月	1月	㋵ 504
課税時期の属する月の前々月	12月	㋟ 507
前年平均株価		㋹ 542
課税時期の属する月以前２年間の平均株価		㋞ 519
A（㋕、㋵、㋟、㋹及び㋞のうち最も低いもの）		㉓ 504

比準割合の計算

区分	1株(50円)当たりの年配当金額			1株(50円)当たりの年利益金額		1株(50円)当たりの純資産価額	
評価会社	Ⓑ	円 0	銭 60	Ⓒ	円 348	Ⓓ	円 158
類似業種	B	円 14	銭 30	C	円 66	D	円 563
要素別比準割合	Ⓑ/B	0.04		Ⓒ/C	5.27	Ⓓ/D	0.28

比準割合：(Ⓑ/B ＋ Ⓒ/C ＋ Ⓓ/D)/3 ＝ ㉔ 1.86

１株(50円)当たりの比準価額：㉓× ㉔ ×0.7※（※中会社は0.6 小会社は0.5 とします。）

㉕ 562円 40銭

１株当たりの比準価額

比準価額（㉒と㉕とのいずれか低い方の金額）× ④の金額/50円 ＝ ㉖ 562,400 円

比準価額の修正

区分	計算式	修正比準価額
直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合	比準価額（㉖の金額） － １株当たりの配当金額 円 銭	㉗ 円
直前期末の翌日から課税時期までの間に株式の割当て等の効力が発生した場合	(比準価額（㉖（㉗があるときは㉗）の金額） ＋ 割当株式１株当たりの払込金額 円 銭 × １株当たりの割当株式数 株) ÷ (1株＋ １株当たりの割当株式数又は交付株式数 株)	㉘ 円

（取引相場のない株式（出資）の評価明細書）

第5表　1株当たりの純資産価額(相続税評価額)の計算明細書

会社名　株式会社ＣＣＳ出版

（令和六年一月一日以降用）

１．資産及び負債の金額（課税時期現在）

資産の部 科目	相続税評価額	帳簿価額	備考	負債の部 科目	相続税評価額	帳簿価額	備考
	千円	千円			千円	千円	
現金預金	69,736	69,112		支払手形	50,991	50,991	
受取手形	100,679	104,762		買掛金	86,852	86,852	
売掛金	175,285	179,468		短期借入金	90,182	90,182	
製品	103,441	103,441		未払金	6,731	6,731	
仕掛品	15,921	15,921		未払費用	8,962	8,962	
原材料	21,963	21,963		預り金	7,363	7,363	
未収入金	6,022	6,022		長期借入金	75,320	75,320	
短期貸付金	3,840	3,840		未納法人税	26,995	26,995	
借地権	53,312			未納府民税	1,473	1,473	
建物	50,468	72,968		未納市民税	3,810	3,810	
機械装置	51,507	51,507		未納事業税	12,970	12,970	
車両運搬具	2,187	2,187		未納消費税	5,779	5,779	
器具備品	4,705	4,705		未納固定資産税	18,621	18,621	
土地	22,389	19,420		役員賞与	15,000	15,000	
電話加入権	185	404		退職金	16,230	16,230	
関係会社株式	14,982	10,000					
投資有価証券	82,000	32,000					
長期貸付金	26,800	26,800					
合計	① 805,422	② 724,520		合計	③ 427,279	④ 427,279	
株式等の価額の合計額	㋑ 96,982	㋺ 42,000					
土地等の価額の合計額	㋩ 22,389						
現物出資等受入れ資産の価額の合計額	㋥	㋭					

２．評価差額に対する法人税額等相当額

相続税評価額による純資産価額 (①－③)	⑤	千円 378,143
帳簿価額による純資産価額 (②＋(㋥－㋭)－④)，マイナスの場合は０)	⑥	千円 297,241
評価差額に相当する金額 (⑤－⑥、マイナスの場合は０)	⑦	千円 80,902
評価差額に対する法人税額等相当額 (⑦×37%)	⑧	千円 29,933

３．１株当たりの純資産価額の計算

課税時期現在の純資産価額 (相続税評価額) (⑤－⑧)	⑨	千円 348,210
課税時期現在の発行済株式数 (第１表の１の①)－自己株式数	⑩	株 400
課税時期現在の１株当たりの純資産価額 (相続税評価額) (⑨÷⑩)	⑪	円 870,525
同族株主等の議決権割合(第1表の1の⑤の割合)が50%以下の場合 (⑪×80%)	⑫	円

自社株評価システム 2025年版 帳票サンプル
開発：CCSサポート株式会社（https://www.ccss.co.jp/）

自社株評価システム 帳票サンプル

（特定の評価会社）

本サンプルは開発用に作成されたもので、
実際の事例を元にしたものではありません。

■第１表：株主及び会社規模の判定

◎会社名等

整理番号	01234233		
電話番号	06-6666-7777		
会社名	株式会社ＣＣＳＳ商事	業種	卸売
代表者氏名	池田一郎		
課税時期	R7.2.10		
直前期（自）	R5.4.1		
（至）	R6.3.31		
本店の所在地	大阪市東淀川区〇〇２－１－１２ 〇〇ビル４Ｆ		

事業内容	取扱品目、製造卸売等区分	業種目番号	構成比(%)
	産業機械器具卸売業	75	100

●１．株主及び評価方式の判定

＜判定要素（課税時期現在の株式所有状況）＞

氏名又は名称	続　柄	会社における役職名	株 式 数（株）	株式の種類	議決権数（個）	議決権割合（%）	入力
池田一郎	納税義務者	代表取締役	200		200	50	□
池田和子	妻		100		100	25	□
池田義男	弟	取締役	50		50	12	□
鈴木恵子	姉		50		50	12	□
							□
							□
							□
							□
							□
							□
							□
自己株式							
納税義務者の属する同族関係者グループの議決権の合計数				□ 入力	400	100	(5)
筆頭株主グループの議決権の合計数				□ 入力	400	100	(6)
評価会社の発行済株式又は議決権の総数			400 □ 入力		400 □ 入力	100	

判 定	同族株主等（原則的評価方式等）

§判定基準

筆頭株主グループの議決権割合(6の割合)	50%超	30%以上50%以下	30%未満	株主の区分
納税義務者の属する同族関係者グループの議決権割合(5の割合)	50%超	30%以上	15%以上	同族株主等
	50%未満	30%未満	15%未満	同族株主等以外の株主

●２．少数株式所有者の評価方式の判定

＜判定要素＞

氏 名	
役 員	
納税義務者が中心的な同族株主	
納税義務者以外に中心的な同族株主	
（氏名）	
判 定	

●３．会社規模（Ｌの割合）の判定

＜判定要素＞

直前期末の総資産価額	493,533	千円
直前期末以前１年間の取引金額	698,233	千円
直前期末以前１年間における従業員数	14.0	人
継続勤務従業員数	14	人
その他の従業員の労働時間の合計数	140	時間

判 定	中会社（Ｌの割合 0.75）

§判定基準

直前期末以前１年間における従業員数に応ずる区分	70人以上の会社は大会社

（※70人未満の会社の場合、下表により判定）

直前期末の総資産価額(帳簿価額)及び従業員数に応ずる区分				直前期末以前１年間の取引金額に応ずる区分			会社規模とＬの割合（中会社）の区分	
総資産価額（帳簿価額）			従業員数	取引金額				
卸売業	小売･サービス業	卸売業・小売ｻｰﾋﾞｽ業以外		卸売業	小売･サービス業	卸売業・小売ｻｰﾋﾞｽ業以外		
20億円以上	15億円以上	15億円以上	35人超	30億円以上	20億円以上	15億円以上	大会社	
4億円以上20億円未満	5億円以上15億円未満	5億円以上15億円未満	35人超	7億円以上30億円未満	5億円以上20億円未満	4億円以上15億円未満	0.90	中会社
2億円以上4億円未満	2.5億円以上5億円未満	2.5億円以上5億円未満	20人超35人以下	3.5億円以上7億円未満	2.5億円以上5億円未満	2億円以上4億円未満	0.75	
7千万円以上2億円未満	4千万円以上2.5億円未満	5千万円以上2.5億円未満	5人超20人以下	2億円以上3.5億円未満	6千万円以上2.5億円未満	8千万円以上2億円未満	0.60	
7千万円未満	4千万円未満	5千万円未満	5人以下	2億円未満	6千万円未満	8千万円未満	小会社	

●４．増(減)資の状況その他の評価上の参考事項

■第２表：特定の評価会社の判定

●１．比準要素数１の会社

直前期末における判定要素　(1)	第４表の(B1)	第４表の(C1)	第４表の(D1)	§判定基準	
	円 0.60	円 348	円 158	(1)欄のいずれか２の判定要素が０であり、かつ、(2)欄のいずれか２以上の判定要素が０	
直前々期末における判定要素　(2)	第４表の(B2)	第４表の(C2)	第４表の(D2)		
	円 0.50	円 308	円 149	判　定	非該当

●２．株式等保有特定会社

総資産価額（第５表の(1)）	株式等の価額の合計額（第５表の(ｲ)）	株式等保有割合 (2)÷(1)	判　定	§判定基準
(1) 千円 1,605,422	(2) 千円 882,000	(3) % 54	該　当	株式等保有割合が50%以上

●３．土地保有特定会社

総資産価額（第５表の(1)）	土地等の価額の合計額（第５表の(ﾊ)）	土地保有割合 (5)÷(4)	会社の規模の判定
(4) 千円 1,605,422	(5) 千円 22,389	(6) % 1	中会社
		判　定	非該当

§判定基準

	土地保有割合
大会社	70%以上
中会社	90%以上
小会社	
･卸売業	
20億以上	70%以上
7000万以上	90%以上
･小売・ｻｰﾋﾞｽ	
15億以上	70%以上
4000万以上	90%以上
･上記以外	
15億以上	70%以上
5000万以上	90%以上

●４．開業後３年未満の会社等

（１）開業後３年未満の会社

判定要素	開業年月日	判　定	非該当	§判定基準
	H10.4.1			課税時期において開業後３年未満

（２）比準要素数０の会社

直前期末における判定要素	第４表の(B1)	第４表の(C1)	第４表の(D1)	§判定基準 判定要素がいずれも０	
	円 0.60	円 348	円 158	判　定	非該当

●５．開業前又は休業中の会社

開業前の会社	非該当	休業中の会社	非該当

●６．清算中の会社

清算中の会社	非該当

●７．特定の評価会社の判定結果

株式等保有特定会社

■第４表：類似業種比準価額等の計算

●１．１株当たりの資本金等の額等の計算

直前期末の資本金等の額	直前期末の発行済株式数	直前期末の自己株式数	１株当たりの資本金等の額 (1)÷((2)−(3))
(1) 千円 20,000	(2) 株 400	(3) 株	(4) 円 50,000

１株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数
(5) 株 400,000

●２．比準要素等の金額の計算

＜１株(50円)当たりの年配当金額＞ （千円）

直前期末以前２（３）カ年間の年平均配当金額					比準要素数１又は０の会社の判定要素の金額
事業年度	(6) 年配当金額	(7) 非経常的な配当金額	(8) 差引経常的な配当金額	年平均配当金額	(B1) 円 (9)/(5) 0.60
直前期	300		(イ) 300	(9) ((イ)+(ロ))÷2 250	(B2) 円 (10)/(5) 0.50
直前々期	200		(ロ) 200	(10) ((ロ)+(ハ))÷2 200	１株(50円)当たりの年配当金額
直前々期の前期	200		(ハ) 200		(B) 円 0.60

＜１株(50円)当たりの年利益金額＞ （千円）

直前期末以前２（３）カ年間の利益金額							比準要素数１又は０の会社の判定要素の金額
事業年度	(11) 法人税の課税所得金額	(12) 非経常的な利益金額	(13) 益金不算入額	(14) 左の所得税額	(15) 繰越欠損金の控除額	(16) 差引利益金額	(C1) 円 348
直前期	142,342		7,982	2,060		(ニ) 148,264	(C2) 円 308
直前々期	123,532		9,565	2,472		(ホ) 130,625	１株(50円)当たりの年利益金額
直前々期の前期	111,242		7,129	1,870		(ヘ) 116,501	(C) 円 348

＜１株(50円)当たりの純資産価額＞ （千円）

直前期末（直前々期末）の純資産価額				比準要素数１又は０の会社の判定要素の金額
事業年度	(17) 資本金等の額	(18) 利益積立金額	(19) 純資産価額	(D1) 円 (ト)/(5) 158
直前期	20,000	43,374	(ト) 63,374	(D2) 円 (チ)/(5) 149
直前々期	20,000	39,853	(チ) 59,853	１株(50円)当たりの純資産価額
				(D) 円 158

●３．類似業種比準価額の計算

＜１株（50円）当たりの比準価額＞

類似業種と業種目番号	産業機械器具卸売業 No. 75		比準割合の計算			
類似業種の株価	(月)	(円)	区　分	１株当たり年配当金額	１株当たり年利益金額	１株当たり純資産価額
課税時期の属する月	2	534	評価会社 (円)	円 0.60	円 348	円 158
課税時期の属する月の前月	1	516	類似業種 (円)	8.60	56	464
課税時期の属する月の前々月	12	482	要素別比準割合	0.06	6.21	0.34
前年平均株価		447	比　準 割　合		(21)	2.20
課税時期の属する月以前２年間の平均株価		430				
Ａ　（最も低いもの）	(20)	430	１株(50円)当たりの比準価額		(22)	円 567.60

類似業種と業種目番号	機械器具卸売業 No. 74		比準割合の計算			
類似業種の株価	(月)	(円)	区　分	１株当たり年配当金額	１株当たり年利益金額	１株当たり純資産価額
課税時期の属する月	2	526	評価会社 (円)	円 0.60	円 348	円 158
課税時期の属する月の前月	1	508	類似業種 (円)	10.80	64	473
課税時期の属する月の前々月	12	481	要素別比準割合	0.05	5.43	0.33
前年平均株価		458	比　準 割　合		(24)	1.93
課税時期の属する月以前２年間の平均株価		435				
Ａ　（最も低いもの）	(23)	435	１株(50円)当たりの比準価額		(25)	円 503.70

＜１株当たりの比準価額＞

比準価額（(22)と(25)のいずれか低い方）　×　(4)の金額　÷　50円	(26) 円 503,700

＜比準価額の修正＞

直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合	修正比準価額
比準価額 ((26)の金額　－　１株当たりの配当金額 円	(27) 円
直前期末の翌日から課税時期までの間に株式の割当て等の効力が発生した場合	
比準価額 ((26)または(27)の金額)　＋　割当株式１株当たりの払込金額 円　×　１株当たりの割当株式数 株）÷（1株＋　１株当たりの割当株式数又は交付株式数 株）	修正比準価額 (28) 円

■第５表：１株当たりの純資産価額の計算

●１．資産及び負債の金額（課税時期現在）

資産の部				負債の部			
科目	相続税評価額（千円）	帳簿価額（千円）	備考	科目	相続税評価額（千円）	帳簿価額（千円）	備考
現金預金	69,736	69,112		支払手形	50,991	50,991	
受取手形	100,679	104,762		買掛金	86,852	86,852	
売掛金	175,285	179,468		短期借入金	90,182	90,182	
製品	103,441	103,441		未払金	6,731	6,731	
仕掛品	15,921	15,921		未払費用	8,962	8,962	
原材料	21,963	21,963		預り金	7,363	7,363	
未収入金	6,022	6,022		長期借入金	75,320	75,320	
短期貸付金	3,840	3,840		未納法人税	26,995	26,995	
借地権	53,312			未納府民税	1,473	1,473	
建物	50,468	72,968		未納市民税	3,810	3,810	
機械装置	51,507	51,507		未納事業税	12,970	12,970	
車両運搬具	2,187	2,187		未納消費税	5,779	5,779	
器具備品	4,705	4,705		未納固定資産税	18,621	18,621	
土地	22,389	19,420		役員賞与	15,000	15,000	
電話加入権	185	404		退職金	16,230	16,230	
関係会社株式	14,982	10,000					
投資有価証券	882,000	832,000					
長期貸付金	26,800	26,800					
合計	(1) 1,605,422	(2) 1,524,520		合計	(3) 427,279	(4) 427,279	
株式等の合計額	(イ) 882,000	(ロ) 832,000					
土地等の合計額	(ハ) 22,389						
現物出資等受入れ資産の合計額	(ニ)	(ホ)					

●２．評価差額に対する法人税額等相当額の計算

相続税評価額による純資産価額 (1)-(3)	(5) 1,178,143 千円
帳簿価額による純資産価額 (2)+((ニ)-(ホ))-(4)	(6) 1,097,241 千円
評価差額に相当する金額 (5)-(6)	(7) 80,902 千円
評価差額に対する法人税額等相当額 (7)×37%	(8) 29,933 千円
☐ 法人税額等相当額を控除しない	

●３．１株当たりの純資産価額の計算

課税時期現在の純資産価額 (5)-(8)	(9) 1,148,210 千円
課税時期現在の発行済株式数 (第1表の1の①-自己株式数)	(10) 400 株
課税時期現在の１株当たりの純資産価額 (9)÷(10)	(11) 2,870,525 円
同族株主等の議決権割合が50%以下の場合 (11)×80%	(12) 円

■第６表：特定の評価会社の株式等の価額の計算

●１．純資産価額方式等による価額

＜１株当たりの価額の計算の基となる金額＞

類似業種比準価額	１株当たりの純資産価額	１株当たりの純資産価額の80%相当額
(1) 円 503,700	(2) 円 2,870,525	(3) 円

＜１株当たりの価額の計算＞

区　分	１株当たりの価額の算定方法	１株当たりの価額
比準要素数１の会社の株式	(2)の金額（(3)の金額があるときは(3)の金額）と 「（(1)の金額×0.25）＋（(2)（又は(3)）の金額×0.75）」の低い方	(4) 円
株式等保有特定会社の株式	（第８表の(27)の金額）	(5) 円 2,659,643
土地保有特定会社の株式	（(2)の金額（(3)の金額があるときは(3)の金額））	(6) 円
開業後３年未満の会社等の株式	（(2)の金額（(3)の金額があるときは(3)の金額））	(7) 円
開業前又は休業中の会社の株式	（(2)の金額）	(8) 円

＜株式の価額の修正＞

課税時期において配当期待権の発生している場合		修正後の株式の価額
株式の価額（(4),(5),(6),(7)または(8)の金額）－	１株当たりの配当金額 円	(9) 円

課税時期において株式の割当てを受ける権利等の発生している場合				修正後の株式の価額
株式の価額 ((4),(5),(6),(7),(8) または(9)の金額）－	割当株式１株当たりの払込金額 円 ×	１株当たりの割当株式数 株）÷（1株＋	１株当たりの割当株式数又は交付株式数 株）	(10) 円

●２．配当還元方式による価額

＜１株当たりの資本金等の額、発行済株式数等＞

直前期末の資本金等の額	直前期末の発行済株式数	直前期末の自己株式数	１株50円とした場合の発行済株式数	１株当たりの資本金等の額
(11) 千円	(12) 株	(13) 株	(14) 株	(15) 円

＜直前期末以前２年間の配当金額＞

事業年度	年配当金額 (16)	非経常的な配当金額 (17)	経常的な年配当金額 (18)	年平均配当金額 (19)
直 前 期	千円	千円	千円	千円
直前々期	千円	千円	千円	

＜１株(50円)当たりの年配当金額・配当還元価額＞

１株(50円)当たりの年配当金額	年平均配当金額÷(14)の株式数	（この金額が２円50銭未満の場合は２円50銭）	(20) 円
配当還元価額	(20)の金額÷10% ×（15)の金額÷50円 円 --(21)	（純資産価額方式等による価額を超える場合は純資産価額方式等により計算した価額）	(22) 円

●３．株式に関する権利の価額

配 当 期 待 権	１株当たりの予想配当金額 円 －	源泉徴収されるべき所得税相当額 円	(23) 円
株式の割当てを受ける権利	(10)（配当還元方式の場合は(22)）の金額 －	割当株式１株当たりの払込金額 円	(24) 円
株主となる権利			(25) 円
株式無償交付期待権			(26) 円

●４．株式及び株式に関する権利の価額

株式の評価額	円 2,659,643	株式に関する権利の価額	配当期待権 株式の割当てを受ける権利 株主となる権利 株式無償交付期待権	円

■第７表：株式等保有特定会社の株式の価額の計算

●１．Ｓ１の金額

＜受取配当金等収受割合の計算＞

事業年度	直前期 (1)	直前々期 (2)	合　　計 (1)+(2)	受取配当金等収受割合 (ｲ)÷((ｲ)+(ﾛ))
受取配当金等の額	千円 10,300	千円 12,360	(ｲ) 千円 22,660	(ﾊ) 0.121
営業利益金額	千円 98,310	千円 65,619	(ﾛ) 千円 163,929	

＜(B)－(b)の金額＞

１株(50円)当たりの年配当金額　(B)	受取配当金等収受割合 (ﾊ)	(b)の金額 (3)×(ﾊ)	(B)-(b)の金額 (3)-(4)
(3) 円 0.60	0.121	(4) 円	(5) 円 0.60

＜(C)－(c)の金額＞

１株(50円)当たりの年利益金額　(C)	受取配当金等収受割合 (ﾊ)	(c)の金額 (6)×(ﾊ)	(C)-(c)の金額 (6)-(7)
(6) 円 348	0.121	(7) 円 42	(8) 円 306

＜(D)－(d)の金額＞

１株(50円)当たりの純資産価額　(D)	直前期末の株式等の帳簿価額の合計額	直前期末の総資産価額(帳簿価額)	(ｲ)の金額 (9)×((10)÷(11))
(9) 円 158	(10) □ 入力 千円 832,000	(11) □ 入力 千円 1,524,520	(12) 円 86
利益積立金額	１株50円とした場合の発行済株式数	受取配当金等収受割合 (ﾊ)	(ﾛ)の金額 ((13)÷(14))×(ﾊ)
(13) 千円 43,374	(14) 株 400,000	0.121	(15) 円 13
(d)の金額 (12)+(15)	(D)-(d)の金額 (9)-(16)		
(16) 円 99	(17) 円 59		

＜１株（50円）当たりの比準価額＞

類似業種と業種目番号	産業機械器具卸売業	No. 75	比準割合の計算			
類似業種の株価	(月)	(円)	区　分	１株当たり年配当金額	１株当たり年利益金額	１株当たり純資産価額
課税時期の属する月	2	534	評価会社 (円)	円 0.60	円 306	円 59
課税時期の属する月の前月	1	516	類似業種 (円)	8.60	56	464
課税時期の属する月の前々月	12	482	要素別比準割合	0.06	5.46	0.12
前年平均株価		447	比　準 割　合		(19) 1.88	
課税時期の属する月以前２年間の平均株価		430				
Ａ　（最も低いもの）	(18)	430	１株(50円)当たりの比準価額		(20) 485.00 円	

類似業種と業種目番号	機械器具卸売業	No. 74	比準割合の計算			
類似業種の株価	(月)	(円)	区　分	１株当たり年配当金額	１株当たり年利益金額	１株当たり純資産価額
課税時期の属する月	2	526	評価会社 (円)	円 0.60	円 306	円 59
課税時期の属する月の前月	1	508	類似業種 (円)	10.80	64	473
課税時期の属する月の前々月	12	481	要素別比準割合	0.05	4.78	0.12
前年平均株価		458	比　準 割　合		(22) 1.65	
課税時期の属する月以前２年間の平均株価		435				
Ａ　（最も低いもの）	(21)	435	１株(50円)当たりの比準価額		(23) 430.60 円	

＜１株当たりの比準価額＞

比準価額（(20)と(23)のいずれか低い方）　×　第４表(4)の金額　÷　50円	(24) 430,600 円

＜比準価額の修正＞

直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合					修正比準価額
比準価額 ((24)の金額　－	１株当たりの配当金額	円			(25) 円
直前期末の翌日から課税時期までの間に株式の割当て等の効力が発生した場合					
比準価額 ((24)または(25)の金額)　＋	割当株式１株当たりの払込金額	円　×	１株当たりの割当株式数	株)÷(1株＋	１株当たりの割当株式数又は交付株式数 株)
					修正比準価額
					(26) 円

■第８表：株式等保有特定会社の株式の価額の計算(続)

●１．Ｓ１の金額（続）

＜純資産価額（相続税評価額）の修正計算＞

相続税評価額による純資産価額 (第５表の⑤)	課税時期現在の株式等の 価額の合計額 (第５表の㋑)	差　引 (1)-(2)
(1) 千円 1,178,143	(2) 千円 882,000	(3) 千円 296,143
帳簿価額による純資産価額 (第５表の⑥)	株式等の帳簿価額の合計額 (第５表の(ﾛ)+((ﾆ)-(ﾎ)) □ 入力	差　引 (4)-(5)
(4) 千円 1,097,241	(5) 千円 832,000	(6) 千円 265,241
評価差額に相当する金額 (3)-(6)	評価差額に対する法人税額等 相当額 (7)×37%	課税時期現在の修正 純資産価額 (3)-(8)
(7) 千円 30,902	(8) 千円 11,433	(9) 千円 284,710
課税時期現在の発行済株式数 (第５表の⑩)	課税時期現在の修正後の１株 当たりの純資産価額 (9)÷(10)	
(10) 株 400	(11) 円 711,775	

＜１株当たりのＳ1の金額の計算の基となる金額＞

修正後の類似業種比準価額 (第７表の(24),(25)又は(26))	修正後の１株当たりの純資産価額 ((11)の金額)
(12) 円 430,600	(13) 円 711,775

＜１株当たりのＳ1の金額の計算＞

区　分	１株当たりのＳ1の金額の算定方法	１株当たりのＳ1の金額
比準要素数１である 会社のＳ1の金額	(13)の金額と次の算式で計算した金額のいずれか低い方 〔(12)の金額×0.25〕＋〔(13)の金額×0.75〕	(14) 円
大会社のＳ1の金額	(12)の金額と(13)の金額とのいずれか低い方 ((13)の記載がないときは(12)の金額)	(15) 円
中会社のＳ1の金額	〔(12)と(13)の金額のいずれか低い方×Ｌの割合〕＋ 〔(13)の金額×(１－Ｌの割合)〕	(16) 円 500,893
小会社のＳ1の金額	(13)の金額と次の算式で計算した金額のいずれか低い方 〔(12)の金額×0.50〕＋〔(13)の金額×0.50〕	(17) 円

●２．Ｓ２の金額

課税時期現在の株式等 の価額の合計額	株式等の帳簿価額 の合計額	株式等に係る評価 差額に相当する金額	評価差額に対する 法人税額等相当額
(18) 千円 882,000	(19) 千円 832,000	(20) 千円 50,000	(21) 千円 18,500
Ｓ2の純資産価額相当額	課税時期現在の発行済 株式数	Ｓ2 の 金 額	
(22) 千円 863,500	(23) 株 400	(24) 円 2,158,750	

●３．株式等保有特定会社の株式の価額

１株当たりの純資産価額 (第５表の⑪又は⑫)	Ｓ1の金額とＳ2の金額との合計額 ((14),(15),(16)又は(17)) ＋ (24)	株式等保有特定会社の 株式の価額 ((25)と(26)の低い方)
(25) 円 2,870,525	(26) 円 2,659,643	(27) 円 2,659,643

（取引相場のない株式（出資）の評価明細書）

（令和六年一月一日以降用）

第1表の1 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書

整理番号	01234233

会社名	（電話 06-6666-7777 ） 株式会社ＣＣＳＳ商事	本店の所在地	大阪市東淀川区○○２－１－１２ ○○ビル４Ｆ
代表者氏名	池田一郎	事業内容	
課税時期	令和 6 年 2 月 10 日		
直前期	自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日		

取扱品目及び製造、卸売、小売等の区分	業種目番号	取引金額の構成比
産業機械器具卸売業	75	100 %

1．株主及び評価方式の判定

判定要素（課税時期現在の株式等の所有状況）

氏名又は名称	続柄	会社における役職名	㋑ 株式数（株式の種類）	㋺ 議決権数	㋩ 議決権割合（㋺/④）
			株	個	%
池田一郎	納税義務者	代表取締役	200	200	50
池田和子	妻		100	100	25
池田義男	弟	取締役	50	50	12
鈴木恵子	姉		50	50	12
自己株式					
納税義務者の属する同族関係者グループの議決権の合計数				② 400	⑤ (②/④) 100
筆頭株主グループの議決権の合計数				③ 400	⑥ (③/④) 100
評価会社の発行済株式又は議決権の総数			① 400	④ 400	１００

判定基準

納税義務者の属する同族関係者グループの議決権割合（⑤の割合）を基として、区分します。

区分	筆頭株主グループの議決権割合（⑥の割合）			株主の区分
	50%超の場合	30%以上50%以下の場合	30%未満の場合	
⑤の割合	50%超	30%以上	15%以上	同族株主等
	50%未満	30%未満	15%未満	同族株主等以外の株主

判定

同族株主等（原則的評価方式等）	同族株主等以外の株主（配当還元方式）

「同族株主等」に該当する納税義務者のうち、議決権割合（㋩の割合）が５%未満の者の評価方式は、「２．少数株式所有者の評価方式の判定」欄により判定します。

2．少数株式所有者の評価方式の判定

判定要素

項目	判定内容
氏名	
㋥ 役員	である（原則的評価方式等）・でない（次の㋭へ）
㋭ 納税義務者が中心的な同族株主	である（原則的評価方式等）・でない（次の㋬へ）
㋬ 納税義務者以外に中心的な同族株主（又は株主）	がいる（配当還元方式）・がいない（原則的評価方式等） （氏名 ）
判定	原則的評価方式 ・ 配当還元方式

第1表の2 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書(続)　会社名　株式会社ＣＣＳＳ商事

（取引相場のない株式（出資）の評価明細書）

（令和六年一月一日以降用）

３．会社の規模（Ｌの割合）の判定

判定要素	項目	金額	項目	人数
	直前期末の総資産価額（帳簿価額）	千円 493,533	直前期末以前１年間における従業員数	14 人
	直前期末以前１年間の取引金額	千円 698,233		〔従業員数の内訳〕 継続勤務（ 14 人）＋ 継続勤務従業員以外の従業員の労働時間の合計時間数（ 140 時間）／1,800時間

判定基準		
㋒ 直前期末以前１年間のおける従業員数に応ずる区分	70人以上の会社は、大会社（ ㋚ 及び ㋛ は不要）	
	70人未満の会社は、 ㋚ 及び ㋛ により判定	

㋚ 直前期末の総資産価額（帳簿価額）及び直前期末以前１年間における従業員数に応ずる区分				㋛ 直前期末以前１年間の取引金額に応ずる区分			会社規模とＬの割合（中会社）の区分	
総資産価額（帳簿価額）			従業員数	取引金額				
卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外		卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外		
20億円以上	15億円以上	15億円以上	35人超	30億円以上	20億円以上	15億円以上	大会社	
４億円以上 20億円未満	５億円以上 15億円未満	５億円以上 15億円未満	35人超	７億円以上 30億円未満	５億円以上 20億円未満	４億円以上 15億円未満	０．９０	中会社
２億円以上 ４億円未満	2億5,000万円以上 ５億円未満	2億5,000万円以上 ５億円未満	20人超 35人以下	3億5,000万円以上 ７億円未満	2億5,000万円以上 ５億円未満	２億円以上 ４億円未満	０．７５	
7,000万円以上 ２億円未満	4,000万円以上 2億5,000万円未満	5,000万円以上 2億5,000万円未満	５人超 20人以下	２億円以上 3億5,000万円未満	6,000万円以上 2億5,000万円未満	8,000万円以上 ２億円未満	０．６０	
7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満	５人以下	２億円未満	6,000万円未満	8,000万円未満	小会社	

・「会社規模のＬの割合（中会社）の区分」欄は、㋚欄の区分（「総資産価額（帳簿価額）」と「従業員数」とのいずれか下位の区分）と ㋛ 欄（取引金額）の区分とのいずれか上位の区分により判定します。

判定	大会社	中会社			小会社
		Ｌの割合			
		０．９０	０．７５	０．６０	

４．増（減）資の状況その他評価上の参考事項

（取引相場のない株式（出資）の評価明細書）

（令和六年一月一日以降用）

第2表　特定の評価会社の判定の明細書

会社名　株式会社ＣＣＳＳ商事

	判定要素							判定基準		
	(1)直前期末を基とした判定要素			(2)直前々期末を基とした判定要素				(1)欄のいずれか２の判定要素が０であり、かつ、(2)欄のいずれか２以上の判定要素が０ である（該当）　でない（非該当）		
1．比準要素数1の会社	第４表の Ⓑ1 の金額		第４表の Ⓒ1 の金額	第４表の Ⓓ1 の金額	第４表の Ⓑ2 の金額		第４表の Ⓒ2 の金額	第４表の Ⓓ2 の金額	判定	該　当	非該当
	円	銭	円	円	円	銭	円	円			
	0	60	348	158	0	50	308	149			

	判定要素					
	総資産価額（第５表の①の金額）	株式等の価額の合計額（第５表の ㋕ の金額）	株式等保有割合（②／①）	判定基準	③の割合が50%以上である	③の割合が50%未満である
2．株式等保有特定会社	① 千円	② 千円	③ %	判定	該　当	非該当
	1,605,422	882,000	54			

	判定要素									
	総資産価額（第５表の①の金額）	土地等の価額の合計額（第５表の ㋔ の金額）	土地保有割合（⑤／④）	会社の規模の判定（該当する文字を○で囲んで表示します。）						
3．土地保有特定会社	④ 千円	⑤ 千円	⑥ %	大会社 ・ 中会社 ・ 小会社						
	1,605,422	22,389	1							
	判定基準	会社の規模	大会社		中会社		小会社（総資産価額（帳簿価額）が次の基準に該当する会社） ・卸売業 20億円以上 ・小売・サービス業 15億円以上 ・上記以外の業種 15億円以上		・卸売業 7,000万円以上20億円未満 ・小売・サービス業 4,000万円以上15億円未満 ・上記以外の業種 5,000万円以上15億円未満	
		⑥の割合	70%以上	70%未満	90%以上	90%未満	70%以上	70%未満	90%以上	90%未満
		判定	該当	非該当	該当	非該当	該当	非該当	該当	非該当

4・開業後３年未満の会社等	(1)開業後３年未満の会社	判定要素		判定基準	課税時期において開業後３年未満である	課税時期において開業後３年未満でない
		開業年月日	平成10年 4月 1日	判定	該　当	非該当

4・開業後３年未満の会社等	(2)比準要素数０の会社	判定要素	直前期末を基とした判定要素			判定基準	直前期末を基とした判定要素がいずれも０ である（該当）　でない（非該当）
			第４表の Ⓑ1 の金額	第４表の Ⓒ1 の金額	第４表の Ⓓ1 の金額	判定	該　当 / 非該当
			円 / 銭	円	円		
			0 / 60	348	158		

5．開業前又は休業中の会社	開業前の会社の判定		休業中の会社の判定		6．清算中の会社	判定
	該当	非該当	該当	非該当		該当 / 非該当

7．特定の評価会社の判定結果

1．比準要素数１の会社　②．株式等保有特定会社
3．土地保有特定会社　4．開業後３年未満の会社等
5．開業前又は休業中の会社　6．清算中の会社

（該当する番号を○で囲んでください。なお、上記の「1．比準要素数１の会社」欄から「6．清算中の会社」欄の判定において２以上に該当する場合には、後の番号の判定によります。）

第4表　類似業種比準価額等の計算明細書

会社名　株式会社ＣＣＳＳ商事

（取引相場のない株式（出資）の評価明細書）

（令和六年一月一日以降用）

1．1株当たりの資本金の額等の計算	直前期末の資本金等の額	直前期末の発行済株式数	直前期末の自己株式数	1株当たりの資本金等の額（①÷（②－③））	1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数（①÷50円）
	① 千円 20,000	② 株 400	③ 株	④ 円 50,000	⑤ 株 400,000

2．比準要素等の金額の計算

1株（50円）当たりの年配当金額

直前期末以前2（3）年間の年平均配当金額					比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額		
事業年度	⑥ 年配当金額	⑦ 左のうち非経常的な配当金額	⑧ 差引経常的な年配当金額（⑥－⑦）	年平均配当金額	⑨／⑤	Ⓑ1 円 0	銭 60
直前期	千円 300	千円	㋑ 千円 300	⑨（㋑＋㋺）÷2 千円 250	⑩／⑤	Ⓑ2 円 0	銭 50
直前々期	千円 200	千円	㋺ 千円 200		1株（50円）当たりの年配当金額（Ⓑ1の金額）		
直前々期の前期	千円 200	千円	㋩ 千円 200	⑩（㋺＋㋩）÷2 千円 200	Ⓑ	円 0	銭 60

1株（50円）当たりの年利益金額

直前期末以前2（3）年間の利益金額							比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額	
事業年度	⑪法人税の課税所得金額	⑫左のうち非経常的な利益金額	⑬受取配当等の益金不算入額	⑭左の所得税額	⑮損金算入した繰越欠損金の控除額	⑯差引利益金額（⑪－⑫＋⑬－⑭＋⑮）	㋥／⑤ 又は （㋥＋㋭）÷2／⑤	Ⓒ1 円 348
直前期	千円 142,342	千円	千円 7,982	千円 2,060	千円	㋥ 千円 148,264	㋭／⑤ 又は （㋭＋㋬）÷2／⑤	Ⓒ2 円 308
直前々期	千円 123,532	千円	千円 9,565	千円 2,472	千円	㋭ 千円 130,625	1株（50円）当たりの年利益金額（㋥／⑤ 又は （㋥＋㋭）÷2／⑤ の金額）	
直前々期の前期	千円 111,242	千円	千円 7,129	千円 1,870	千円	㋬ 千円 116,501	Ⓒ 348 円	

1株（50円）当たりの純資産価額

直前期末（直前々期末）の純資産価額				比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額	
事業年度	⑰資本金等の額	⑱利益積立金額	⑲純資産価額（⑰＋⑱）	㋣／⑤	Ⓓ1 158 円
直前期	千円 20,000	千円 43,374	㋣ 千円 63,374	㋠／⑤	Ⓓ2 149 円
直前々期	千円 20,000	千円 39,853	㋠ 千円 59,853	1株（50円）当たりの純資産価額（Ⓓ1の金額）	
				Ⓓ 158 円	

3．類似業種比準価額の計算

1株（50円）当たりの比準価額の計算

類似業種と業種目番号	産業機械器具卸売業 (No. 75)		
類似業種の株価	課税時期の属する月	2月	㋻ 534円
	課税時期の属する月の前月	1月	㋼ 516円
	課税時期の属する月の前々月	12月	㋽ 482円
	前年平均株価		㋾ 447円
	課税時期の属する月以前2年間の平均株価		㋿ 430円
	A（㋻、㋼、㋽、㋾及び㋿のうち最も低いもの）		⑳ 円 430

比準割合の計算 区分	1株（50円）当たりの年配当金額		1株（50円）当たりの年利益金額		1株（50円）当たりの純資産価額		1株（50円）当たりの比準価額	
評価会社	Ⓑ	円 0	銭 60	Ⓒ 円 348	Ⓓ 円 158	※ ⑳× ㉑ ×0.7 ※（中会社は0.6 小会社は0.5 とします。）		
類似業種	B	円 8	銭 60	C 円 56	D 円 464			
要素別比準割合	Ⓑ／B	0.06		Ⓒ／C 6.21	Ⓓ／D 0.34			
比準割合	（Ⓑ/B＋Ⓒ/C＋Ⓓ/D）／3 ＝ ㉑ 2.20						㉒ 円 567	銭 60

類似業種と業種目番号	機械器具卸売業 (No. 74)		
類似業種の株価	課税時期の属する月	2月	㋕ 526円
	課税時期の属する月の前月	1月	㋖ 508円
	課税時期の属する月の前々月	12月	㋗ 481円
	前年平均株価		㋘ 458円
	課税時期の属する月以前2年間の平均株価		㋙ 435円
	A（㋕、㋖、㋗、㋘及び㋙のうち最も低いもの）		㉓ 円 435

比準割合の計算 区分	1株（50円）当たりの年配当金額		1株（50円）当たりの年利益金額		1株（50円）当たりの純資産価額		1株（50円）当たりの比準価額	
評価会社	Ⓑ	円 0	銭 60	Ⓒ 円 348	Ⓓ 円 158	※ ㉓× ㉔ ×0.7 ※（中会社は0.6 小会社は0.5 とします。）		
類似業種	B	円 10	銭 80	C 円 64	D 円 473			
要素別比準割合	Ⓑ／B	0.05		Ⓒ／C 5.43	Ⓓ／D 0.33			
比準割合	（Ⓑ/B＋Ⓒ/C＋Ⓓ/D）／3 ＝ ㉔ 1.93						㉕ 円 503	銭 70

1株当たりの比準価額	比準価額（㉒と㉕とのいずれか低い方の金額） × ④の金額／50円	㉖ 円 503,700

比準価額の修正

直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合	比準価額（㉖の金額） － 1株当たりの配当金額 円 銭	修正比準価額 ㉗ 円
直前期末の翌日から課税時期までの間に株式の割当て等の効力が発生した場合	比準価額（㉖（㉗があるときは㉗）の金額） ＋ 割当株式1株当たりの払込金額 円 銭× 1株当たりの割当株式数 株）÷（1株＋ 1株当たりの割当株式数又は交付株式数 株）	修正比準価額 ㉘ 円

自社株評価システム 2025年版 帳票サンプル
開発：CCSサポート株式会社（https://www.ccss.co.jp/）

第5表　1株当たりの純資産価額(相続税評価額)の計算明細書

会社名　株式会社ＣＣＳＳ商事

（取引相場のない株式（出資）の評価明細書）

（令和六年一月一日以降用）

１．資産及び負債の金額（課税時期現在）

資産の部 科目	相続税評価額	帳簿価額	備考	負債の部 科目	相続税評価額	帳簿価額	備考
	千円	千円			千円	千円	
現金預金	69,736	69,112		支払手形	50,991	50,991	
受取手形	100,679	104,762		買掛金	86,852	86,852	
売掛金	175,285	179,468		短期借入金	90,182	90,182	
製品	103,441	103,441		未払金	6,731	6,731	
仕掛品	15,921	15,921		未払費用	8,962	8,962	
原材料	21,963	21,963		預り金	7,363	7,363	
未収入金	6,022	6,022		長期借入金	75,320	75,320	
短期貸付金	3,840	3,840		未納法人税	26,995	26,995	
借地権	53,312			未納府民税	1,473	1,473	
建物	50,468	72,968		未納市民税	3,810	3,810	
機械装置	51,507	51,507		未納事業税	12,970	12,970	
車両運搬具	2,187	2,187		未納消費税	5,779	5,779	
器具備品	4,705	4,705		未納固定資産税	18,621	18,621	
土地	22,389	19,420		役員賞与	15,000	15,000	
電話加入権	185	404		退職金	16,230	16,230	
関係会社株式	14,982	10,000					
投資有価証券	882,000	832,000					
長期貸付金	26,800	26,800					
合計	① 1,605,422	② 1,524,520		合計	③ 427,279	④ 427,279	
株式等の価額の合計額	㋑ 882,000	㋺ 832,000					
土地等の価額の合計額	㋩ 22,389						
現物出資等受入れ資産の価額の合計額	㋥	㋭					

２．評価差額に対する法人税額等相当額

相続税評価額による純資産価額 (①−③)	⑤	千円 1,178,143
帳簿価額による純資産価額 (②＋(㋥−㋭)−④)，マイナスの場合は０)	⑥	千円 1,097,241
評価差額に相当する金額 (⑤−⑥、マイナスの場合は０)	⑦	千円 80,902
評価差額に対する法人税額等相当額 (⑦×37%)	⑧	千円 29,933

３．１株当たりの純資産価額の計算

課税時期現在の純資産価額 (相続税評価額) (⑤−⑧)	⑨	千円 1,148,210
課税時期現在の発行済株式数 (第１表の１の①)−自己株式数	⑩	株 400
課税時期現在の１株当たりの純資産価額 (相続税評価額) (⑨÷⑩)	⑪	円 2,870,525
同族株主等の議決権割合(第1表の1の⑤の割合)が50%以下の場合 (⑪×80%)	⑫	円

自社株評価システム 2025年版 帳票サンプル
開発：CCSサポート株式会社（https://www.ccss.co.jp/）

第6表　特定の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書

会社名　株式会社ＣＣＳＳ商事

（取引相場のない株式（出資）の評価明細書）

（令和六年一月一日以降用）

1・純資産価額方式等による価額

1株当たりの価額の計算の基となる金額	類似業種比準価額（第４表の㉖、㉗又は㉘の金額）	1株当たりの純資産価額（第５表の⑪の金額）	1株当たりの純資産価額の80%相当額（第５表の⑫の記載がある場合のその金額）
	①　円　503,700	②　円　2,870,525	③　円

1株当たりの価額の計算	株式の区分	1株当たりの価額の算定方法等	1株当たりの価額
	比準要素数１の会社の株式	次のうちいずれか低い方の金額 イ　②の金額（③の金額があるときは③の金額） ロ　（①の金額 × 0.25）＋（イの金額 × 0.75）	④　円
	株式等保有特定会社の株式	（第８表の㉗の金額）	⑤　円　2,659,643
	土地保有特定会社の株式	（②の金額（③の金額があるときはその金額）））	⑥　円
	開業後３年未満の会社等の株式	（②の金額（③の金額があるときはその金額）））	⑦　円
	開業前又は休業中の会社の株式	（②の金額）	⑧　円
株式の価額の修正	課税時期において配当期待権の発生している場合	株式の価額（④、⑤、⑥、⑦又は⑧の金額）　－　1株当たりの配当金額　円　銭	修正後の株式の価額 ⑨　円
	課税時期において株式の割当てを受ける権利、株主となる権利又は株式無償交付期待権の発生している場合	株式の価額（④,⑤,⑥,⑦又は⑧（⑨があるときは⑨）の金額）＋（1株当たりの割当株式数　円×　株）÷（1株＋1株当たりの割当株式数又は交付株式数　株）	修正後の株式の価額 ⑩　円

2・配当還元方式による価額

1株当たりの資本金等の額、発行済株式数等	直前期末の資本金等の額	直前期末の発行済株式数	直前期末の自己株式数	1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数（⑪÷50円）	1株当たりの資本金等の額（⑪÷（⑫－⑬）））
	⑪　千円	⑫　株	⑬　株	⑭　株	⑮　円

直前期末以前2年間の配当金額	事業年度	⑯ 年配当金額	⑰ 左のうち非経常的な配当金額	⑱ 差引経常的な年配当金額（⑯－⑰）	年平均配当金額
	直前期	千円	千円	㋑　千円	⑲（㋑＋㋺）÷２　千円
	直前々期	千円	千円	㋺　千円	

1株(50円)当たりの年配当金額	年平均配当金額（⑲の金額）÷ ⑭の株式数 ＝ ⑳　円　銭	この金額が2円50銭未満の場合は2円50銭とします。
配当還元価額	⑳の金額 / 10% × ⑮の金額 / 50円 ＝ ㉑	㉒　円　㉑の金額が、純資産価額方式等により計算した価額を超える場合には、純資産価額方式等により計算した価額とします。

3・株式に関する権利の価額（1・及び2・に共通）

配当期待権	1株当たりの予想配当金額（　円　銭）－源泉徴収されるべき所得税相当額（　円　銭）	㉓　円　銭	
株式の割当てを受ける権利（割当株式1株当たりの価額）	⑩(配当還元方式の場合は㉒)の金額　－　割当株式1株当たりの払込金額　円	㉔　円	
株主となる権利（割当株式1株当たりの価額）	⑩（配当還元方式の場合は㉒）の金額（課税時期後にその株主となる権利につき払い込むべき金額があるときは、その金額を控除した金額）	㉕　円	
株式無償交付期待権（交付される株式1株当たりの価額）	⑩（配当還元方式の場合は㉒）の金額	㉖　円	

4. 株式及び株式に関する権利の価額（1．及び2．に共通）

株式の評価額	円　2,659,643
株式に関する権利の評価額	円

第7表　株式等保有特定会社の株式の価額の計算明細書

会社名　株式会社ＣＣＳＳ商事

（取引相場のない株式（出資）の評価明細書）　（令和六年一月一日以降用）

1. S1の金額

	事業年度	① 直前期	② 直前々期	合計(①＋②)	受取配当金等収受割合（㋑÷（㋑＋㋺））※小数点以下３位未満切り捨て
受取配当金等収受割合の計算	受取配当金等の額	千円 10,300	千円 12,360	㋑ 千円 22,660	㋩ 0.121
	営業利益の金額	千円 98,310	千円 65,619	㋺ 千円 163,929	

	1株(50円)当たりの年配当金額（第４表の Ⓑ）	ⓑ の金額（③×㋩）	Ⓑ－ⓑの金額（③－④）
Ⓑ－ⓑの金額	③ 円 0 錢 60	④ 円 0 錢 0	⑤ 円 0 錢 60

	1株(50円)当たりの年利益金額（第４表の Ⓒ）	ⓒ の金額（⑥×㋩）	Ⓒ－ⓒの金額（⑥－⑦）
Ⓒ－ⓒの金額	⑥ 円 348	⑦ 円 42	⑧ 円 306

		1株(50円)当たりの純資産価額（第４表の Ⓓ）	直前期末の株式等の帳簿価額の合計額	直前期末の総資産価額（帳簿価額）	(イ)の金額（⑨×（⑩÷⑪））
Ⓓ－ⓓの金額	(イ)の金額	⑨ 円 158	⑩ 千円 832,000	⑪ 千円 1,524,520	⑫ 円 86

		利益積立金額（第４表の⑱の「直前期」欄の金額）	1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数（第４表の⑤の株式数）	(ロ)の金額（（⑬÷⑭）×㋩）
Ⓓ－ⓓの金額	(ロ)の金額	⑬ 千円 43,374	⑭ 株 400,000	⑮ 円 13

ⓓの金額（⑫＋⑮）	Ⓓ－ⓓの金額（⑨－⑯）
⑯ 円 99	⑰ 円 59

（注）1　㋩の割合は、1を上限とします。
2　⑯の金額は、Ⓓの金額（⑨の金額）を上限とします。

（類似業種比準価額の修正計算）

1株（50円）当たりの比準価額の計算

類似業種と業種目番号	産業機械器具卸売業 (No. 75)		
類似業種の株価	課税時期の属する月	2月	㋥ 534円
	課税時期の属する月の前月	1月	㋭ 516円
	課税時期の属する月の前々月	12月	㋬ 482円
	前年平均株価		㋣ 447円
	課税時期の属する月以前2年間の平均株価		㋠ 430円
	A（㋥、㋭、㋬、㋣及び㋠のうち最も低いもの）		⑱ 円 430

比準割合の計算	区分	1株(50円)当たりの年配当金額	1株(50円)当たりの年利益金額	1株(50円)当たりの純資産価額	1株(50円)当たりの比準価額
	評価会社	(⑤) 円 0 錢 60	(⑧) 円 306	(⑰) 円 59	※ ⑱× ⑲ ×0.7
	類似業種	B 円 8 錢 60	C 円 56	D 円 464	※（中会社は0.6 小会社は0.5 とします。）
	要素別比準割合	(⑤)/B 0.06	(⑧)/C 5.46	(⑰)/D 0.12	
	比準割合	$\frac{\frac{(⑤)}{B}+\frac{(⑧)}{C}+\frac{(⑰)}{D}}{3}$ ＝ ⑲ 1.88			⑳ 円 485 錢 0

類似業種と業種目番号	機械器具卸売業 (No. 74)		
類似業種の株価	課税時期の属する月	2月	㋡ 526円
	課税時期の属する月の前月	1月	㋦ 508円
	課税時期の属する月の前々月	12月	㋧ 481円
	前年平均株価		㋨ 458円
	課税時期の属する月以前2年間の平均株価		㋩ 435円
	A（㋡、㋦、㋧、㋨及び㋩のうち最も低いもの）		㉑ 円 435

比準割合の計算	区分	1株(50円)当たりの年配当金額	1株(50円)当たりの年利益金額	1株(50円)当たりの純資産価額	1株(50円)当たりの比準価額
	評価会社	(⑤) 円 0 錢 60	(⑧) 円 306	(⑰) 円 59	※ ㉑× ㉒ ×0.7
	類似業種	B 円 10 錢 80	C 円 64	D 円 473	※（中会社は0.6 小会社は0.5 とします。）
	要素別比準割合	(⑤)/B 0.05	(⑧)/C 4.78	(⑰)/D 0.12	
	比準割合	$\frac{\frac{(⑤)}{B}+\frac{(⑧)}{C}+\frac{(⑰)}{D}}{3}$ ＝ ㉒ 1.65			㉓ 円 430 錢 60

1株当たりの比準価額	比準価額（⑳と㉓とのいずれか低い方の金額） × 第４表の④の金額／50円	㉔ 円 430,600

比準価額の修正			修正比準価額
	直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合	比準価額（㉔の金額） － 1株当たりの配当金額 円 錢	㉕ 円
	直前期末の翌日から課税時期までの間に株式の割当て等の効力が発生した場合	比準価額（㉔（㉕があるときは㉕）の金額） ＋ 割当株式1株当たりの払込金額 円 錢 × 1株当たりの割当株式数 株）÷（1株＋ 1株当たりの割当株式数又は交付株式数 株）	㉖ 円

自社株評価システム 2025年版 帳票サンプル
開発：CCSサポート株式会社（https://www.ccss.co.jp/）

第8表 株式等保有特定会社の株式の価額の計算明細書(続)

会社名 株式会社ＣＣＳＳ商事

（取引相場のない株式（出資）の評価明細書）

（令和六年一月一日以降用）

1．S1の金額（続）

純資産価額（相続税評価額）の修正計算

相続税評価額による純資産価額（第５表の⑤の金額）	課税時期現在の株式等の価額の合計額（第５表の㋑の金額）	差引（①－②）
① 千円 1,178,143	② 千円 882,000	③ 千円 296,143
帳簿価額による純資産価額（第５表の⑥の金額）	株式等の帳簿価額の合計額（第５表の㋺＋(㋥－㋭)の金額）(注)	差引（④－⑤）
④ 千円 1,097,241	⑤ 千円 832,000	⑥ 千円 265,241
評価差額に相当する金額（③－⑥）	評価差額に対する法人税額等相当額（⑦×37%）	課税時期現在の修正純資産価額（相続税評価額）（③－⑧）
⑦ 千円 30,902	⑧ 千円 11,433	⑨ 千円 284,710
課税時期現在の発行済株式数（第５表の⑩の株式数）	課税時期現在の修正後の１株当たりの純資産価額（相続税評価額）（⑨÷⑩）	（注）第５表の㋥及び㋭の金額に株式等以外の資産に係る金額が含まれている場合には、その金額を除いて計算します。
⑩ 株 400	⑪ 円 711,775	

１株当たりのS1の金額の計算の基となる金額	修正後の類似業種比準価額（第７表の㉔、㉕又は㉖の金額）	修正後の１株当たりの純資産価額（相続税評価額）（⑪の金額）
	⑫ 円 430,600	⑬ 円 711,775

１株当たりのS1の金額の計算

区分		１株当たりのS1の金額の算定方法	１株当たりのS1の金額
比準要素数１である会社のS1の金額		次のうちいずれか低い方の金額 イ ⑬の金額 ロ （⑫の金額 × 0.25）＋（⑬の金額 × 0.75）	⑭ 円
上記以外の会社	大会社のS1の金額	次のうちいずれか低い方の金額（⑬の記載がないときは⑫の金額） イ ⑫の金額 ロ ⑬の金額	⑮ 円
上記以外の会社	中会社のS1の金額	（⑫の⑬のいずれか低い方の金額 × Lの割合 0.75）＋（⑬の金額 ×（1 － Lの割合 0.75））	⑯ 円 500,893
上記以外の会社	小会社のS1の金額	次のうちいずれか低い方の金額 イ ⑬の金額 ロ （⑫の金額 × 0.50）＋（⑬の金額 × 0.50）	⑰ 円

2．S2の金額

課税時期現在の株式等の価額の合計額（第５表の㋑の金額）	株式等の帳簿価額の合計額（第５表の㋺＋(㋥－㋭)の金額）(注)	株式等に係る評価差額に相当する金額（⑱－⑲）	⑳の評価差額に対する法人税額等相当額（⑳×37%）
⑱ 千円 882,000	⑲ 千円 832,000	⑳ 千円 50,000	㉑ 千円 18,500
S2の純資産価額相当額（⑱ － ㉑）	課税時期現在の発行済株式数（第５表の⑩の株式数）	S2の金額（㉒ ÷ ㉓）	（注）第５表の㋥及び㋭の金額に株式等以外の資産に係る金額が含まれている場合には、その金額を除いて計算します。
㉒ 千円 863,500	㉓ 株 400	㉔ 円 2,158,750	

３．株式等保有特定会社の株式の価額

１株当たりの純資産価額（第５表の⑪の金額（第５表の⑫の金額があるときはその金額））	S1の金額とS2の金額との合計額（(⑭、⑮、⑯又は⑰)＋㉔）	株式等保有特定会社の株式の価額（㉕と㉖とのいずれか低い方の金額）
㉕ 円 2,870,525	㉖ 円 2,659,643	㉗ 円 2,659,643

自社株評価システム 2025年版 帳票サンプル
開発：CCSサポート株式会社（https://www.ccss.co.jp/）

※ 自社株分散シミュレーション（１）※

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

§ 株式の贈与 §

贈与者氏名	池田一郎
贈与者の持ち株数	20,000
贈与する株数	16,500
贈与後の株数	3,500
株式の相続税評価額（１株あたり：円）	5,340

（円）

贈与前の相続税評価額	106,800,000
贈与後の相続税評価額	18,690,000
減少した額	88,110,000

受贈者氏名	受贈する株数
池田次郎	6,000
池田三郎	2,500
池田良子	2,000
池田義男	2,000
池田和子	2,000
池田俊郎	2,000
合　計	16,500

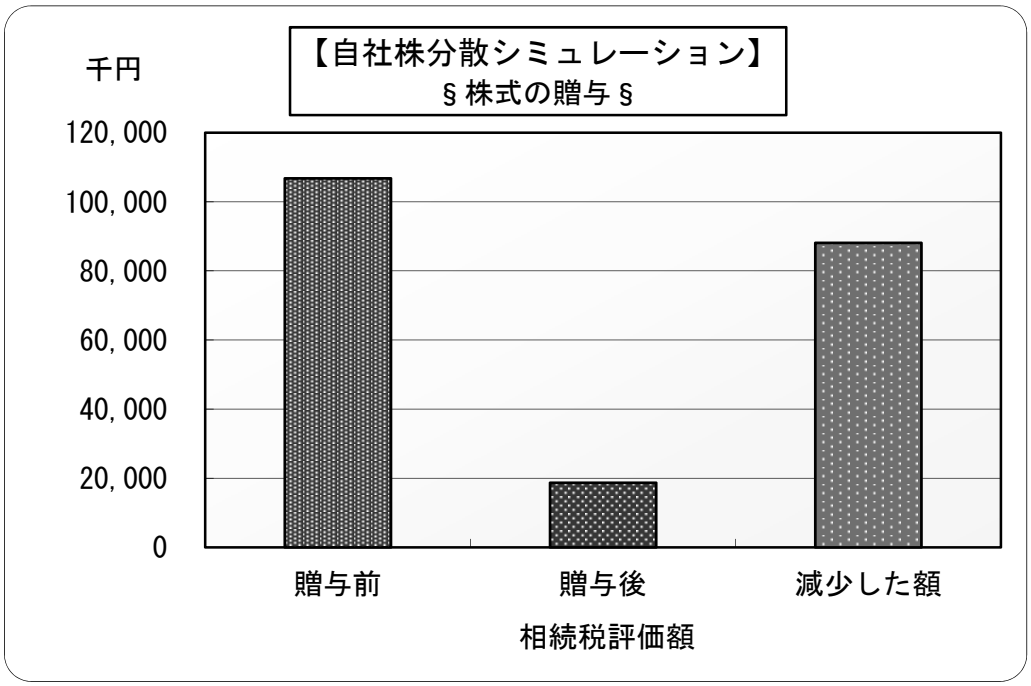

◎受贈者の贈与税額

※税率選択　直系尊属からの贈与

（単位：千円）

	池田次郎		池田三郎		池田良子		池田義男	
	（Ａ）	（Ｂ）	（Ａ）	（Ｂ）	（Ａ）	（Ｂ）	（Ａ）	（Ｂ）
１度に贈与した場合	11,320	11,320	3,000	3,000	1,974	1,974	1,974	1,974
３年間で均等に贈与	1,974	5,922	402	1,206	269	807	269	807
５年間で均等に贈与	761	3,805	157	785	103	515	103	515
10年間で均等に贈与	215	2,150	23	230				

	池田和子		池田俊郎					
	（Ａ）	（Ｂ）	（Ａ）	（Ｂ）	（Ａ）	（Ｂ）	（Ａ）	（Ｂ）
１度に贈与した場合	1,974	1,974	1,974	1,974				
３年間で均等に贈与	269	807	269	807				
５年間で均等に贈与	103	515	103	515				
10年間で均等に贈与								

（Ａ）＝１年当たりの贈与税額　　（Ｂ）＝贈与税の合計額

※ 自社株分散シミュレーション（２）※

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

§ 株式の譲渡 §

譲渡者氏名	池田一郎
譲渡者の持ち株数	60,000
譲渡する株数	50,000
譲渡後の株数	10,000
株式の相続税評価額（１株あたり：円）	3,325
株式の額面金額（１株あたり：円）	500

（円）

譲渡収入	166,250,000
譲渡原価	25,000,000
他の譲渡費用	300,000
譲渡所得（千円未満切捨）	140,950,000
所得税（15.315%）	21,586,492
住民税（5%）	7,047,500
手取額	137,316,008

（円）

譲渡前の相続税評価額	199,500,000
譲渡した金額	166,250,000
譲渡による手取額収入	137,316,008
譲渡後の財産金額	170,566,008

※所得税は復興特別所得税を含めた金額を表示しています。

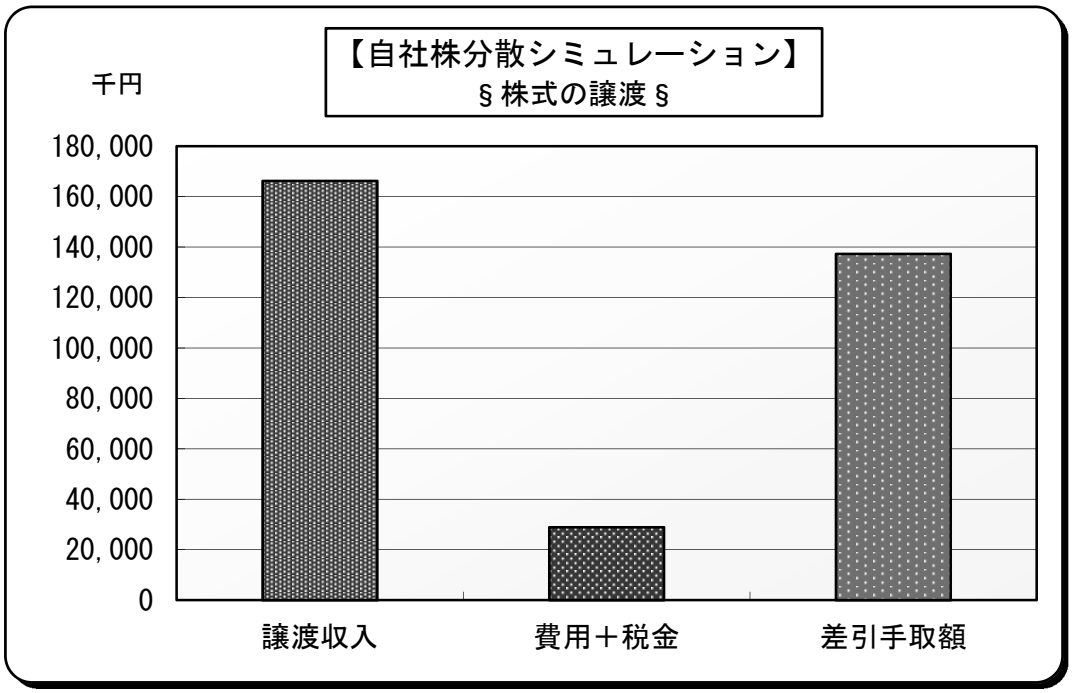

※ 連年贈与シミュレーション ※

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 様

（単位：千円）

項目（氏名など）	池田一郎		田中二郎		
贈与する金額	30,000	50,000	25,000	25,000	25,000
贈与する年数(A)	5	5	10	5	2
贈与税率の種類	直系尊属	直系尊属	直系尊属	直系尊属	直系尊属
１年当たりの贈与額	6,000	10,000	2,500	5,000	12,500
基礎控除額	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
課税贈与額	4,900	8,900	1,400	3,900	11,400
１年当たりの贈与税額(B)	680	1,770	140	485	2,660
贈与税の合計(C) (A)×(B)	3,400	8,850	1,400	2,425	5,320
一括贈与した場合の贈与税(D)	10,355	20,495	8,105	8,105	8,105
税額の差異 (D)－(C)	6,955	11,645	6,705	5,680	2,785
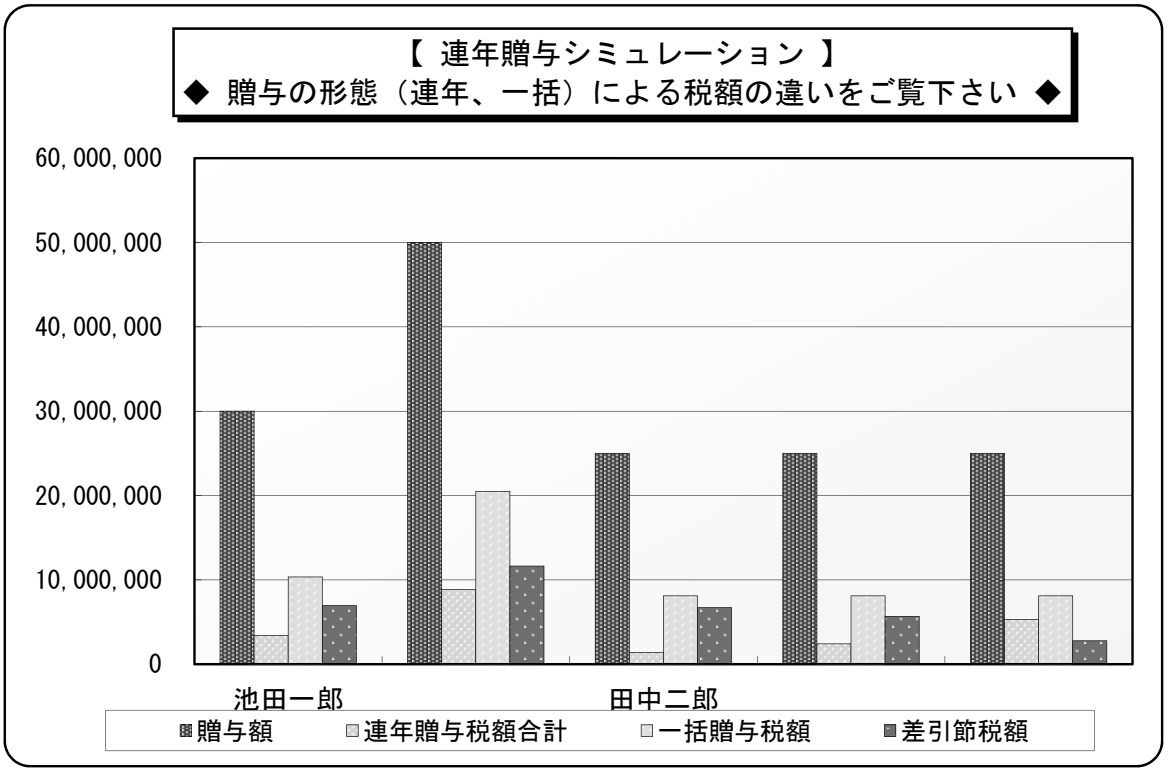
※贈与税率の種類　一般：一般の場合の贈与税率
　　直系尊属：18歳以上の者が直系尊属からの受けた場合の贈与税率